

**平成 31 年 3 月 31 日までにサービス管理責任者等
(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)としての従事要件を満たしている方へ
令和 4 年度末 (2022 年度末) までに更新研修の受講申込をしてください!**

令和元年度より、サービス管理責任者等研修の制度が見直され、これまで分野ごとに実施していた研修を統合した上で、基礎研修、実践研修(令和3年度より実施)と段階的に分け、さらに現任者を対象とした更新研修を創設いたします。

平成 31 年 3 月 31 日までにサービス管理責任者等としての従事要件を満たしている方は、令和 5 年度末までに更新研修を受講しなければ、サービス管理責任者等として引き続き従事することができません。

令和 5 年度の更新研修を受講希望者が集中した場合、更新研修を受講できない可能性があります。受講を希望する全ての方が期間内に受講していただけるよう、各事業所において、計画的に更新研修の申し込みをしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

○更新研修の受講につきましては、定員の範囲内で以下に該当する方から優先的に受講決定させていただきます(分野ごとに複数回研修を受講している場合、初回の修了年度を対象とします)

年度	優先受講対象者
令和元年度	平成 18 年度～23 年度のサビ管等研修修了者
令和 2 年度	平成 24 年度～27 年度のサビ管等研修修了者
令和 3 年度	平成 28 年度～29 年度のサビ管等研修修了者
令和 4 年度	平成 30 年度のサビ管等研修修了者
令和 5 年度	令和 4 年度までに更新研修申込をしたが定員超過等で受講できなかった方

※対象年度で受講申込をした方が定員超過等により受講不可となった場合、翌年度の受講申込に限り優先的に受講決定させていただきます

※令和 5 年度に初めて受講申込をした方は、更新研修を受講できず、サービス管理責任者等として従事できなくなる可能性がありますのでご注意ください。

(年度毎の優先順位について、詳しくは裏面をご参照ください)

○更新研修は 5 年度毎に 1 回の受講が必要です

初回の更新研修を修了した翌年度を初年度として、以降 5 年度毎に 1 回受講する必要があります。

例 1) 令和元年度に更新研修を受講した場合

令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12
受講	この 5 年度以内に 2 回目を受講					この 5 年度以内に 3 回目を受講					...

例 2) 令和 2 年度に更新研修を受講した場合

令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12
	受講	この 5 年度以内に 2 回目を受講					この 5 年度以内に 3 回目を受講				

○受講要件について

平成 31 年 3 月 31 日までにサービス管理責任者等としての従事要件を満たしている方は、初回の更新研修受講に実務経験は必要ありません。ただし、2 回目以降の更新研修受講には、受講日前 5 年の間に 2 年以上のサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員としての実務経験、又は現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事していることが必要です。

<年度毎の優先順位について>

年度	受講優先対象者	優先順位
令和元年度	平成 18 年度～23 年度の サビ管等研修修了者	① 左記の受講優先年度対象の方
		② その他の方
令和 2 年度	平成 24 年度～27 年度の サビ管等研修修了者	① 令和元年度①で受講申込をしたが定員超過等により 受講不可だった方
		② 左記の受講優先年度対象の方
		③ その他の方
令和 3 年度	平成 28 年度～29 年度の サビ管等研修修了者	① 令和 2 年度②で受講申込をしたが定員超過等により 受講不可だった方
		② 左記の受講優先年度対象の方
		③ その他の方
令和 4 年度	平成 30 年度の サビ管等研修修了者	① 令和 3 年度②で受講申込をしたが定員超過等により 受講不可だった方
		② 左記の受講優先年度対象の方
		③ その他の方
令和 5 年度	/	① 令和 4 年度②で受講申込をしたが定員超過等により 受講不可だった方
		② 令和 4 年度までに受講申込をしたが定員超過等により 受講不可だった方
		③ 令和 4 年度までに受講申込をしなかった方
		④ その他の方
令和 6 年度 以降	/	① 当該年度に受講しなければサービス管理責任者等の 要件を欠いてしまう方
		② 受講すべき期日までの残っている期間が少ない方

※同一の優先順位で並んだ場合は、その中で現にサービス管理責任者等として従事している方、修了年度が早い方を優先とします。

※受講優先年度に申し込みをしなかった方は、翌年度の申し込みで優先順位①にはなりません。

※各年度の研修日程等については、大阪府ホームページ「サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修について」をご確認ください。

【問い合わせ先】

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課
地域生活推進グループ

Tel : 06-6944-6671 (直通) Fax : 06-6944-2237

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/sabikankensyu.html>

大阪府 サービス管理責任者等研修

